

令和5年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和5年6月9日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

—	—	2番	古谷星工人	3番	内田晃
4番	平野由里子	5番	田代実	6番	井上栄一
7番	南雲まさ子	8番	中野博	9番	飯田一
10番	齋藤永	11番	寺嶋正	12番	大館秀孝

2. 欠席議員 1人

1番	唐澤一代
----	------

3. 説明のための出席者 15人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者 兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税務課長	山岸裕子
町民課長	川本博孝	福祉課長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教育課長	椎野晃一	—	—

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	島秀明
------	------	----	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 28 号 西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について
(産業厚生常任委員会報告)
- 日程第 2 同意第 1 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 同意第 2 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 同意第 3 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 4 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 5 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 6 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 7 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 8 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 10 報告第 1 号 令和 4 年度松田町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 11 報告第 2 号 令和 4 年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 12 報告第 3 号 令和 4 年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 追加日程第 1 発議第 2 号 松田町議会基本条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会報告書
- 日程第 13 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 14 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 3 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

御報告いたします。唐澤議員におかれましては、体調不良のため本定例会を欠席いたしますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲まさ子君。

産業厚生常任委員長 松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 南雲まさ子。産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、6月7日、委員6名中5名出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和5年第2回議会定例会において付託された「議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について」を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について、詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。

審査の結果、適切であると判断しました。

なお、桜まつり等の運営については、町及び関係機関との連携を密に図り、円滑に行うよう強く申入れをします。

以上でございます。私のほかにも委員がおりますので、質問がある方はほかの委員にもお尋ねください。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。

10番 齋 藤 指定管理者の内容の中に、キャンプ等とかっていうのがあったと思うんですけども、その辺、グランピングという形でやられるということだったので。施設としては、不十分なグランピング場的にはなるとは思うんですけど。条例の中に、火をなかなか使ってはいけないという部分。その辺について、許可があればオーケーというようなふうに聞いてはいるんですけど。その辺のことは出ましたでしょうか。

7番 南 雲 そうですね。事業者のほうは、機材とか材料費を提供して、キャンプ事業としてやるということです。それで、やる場所が今2か所ということ想定していますけれども、これからまた順調に利用者が増えていけば、また増やすということも考えていまして。公園条例に、西平畑公園はキャンプが使えない…キャンプ場として使ってはいけないということになっていますので、松田山ハーブガーデンのほうでそれを予定しているとのことでした。以上です。

10番 齋 藤 それでは、そういった公園条例は幾つかあった…あそこの中にあるので、今後、キャンプをしていいとか、そういったものに変えていけば別によくなると思うんですけど。その辺、行政のほう側にそのようにもう一度提案をしていったようなことは出たでしょうか。

7番 南 雲 事業者のほうは、本当に前向きに捉えているということで、松田山ハーブガーデンのほうに考えているということは伺ってますけど、それ以上のことは伺っていません。以上です。

10番 齋 藤 分かりました。それと…それでいいです、分かりました。これで以上、終わります。

議 長 ほかにございますか。

6番 井 上 2点ございます。まず1点目はですね、ここで今まで町が直営で行ってきた西平畑公園ハーブガーデンをですね、指定管理に出すということで、慎重審査を行っていただいたと思います。その中でですね、やはり収入等で一番大きなウエートを占めるですね、桜まつりの関係でですね、今までは平成4年度まではですね、町観光協会と桜まつりの実行委員会ですね、入園料の徴収等とかですね、様々なイベントを行い、町の直営のハーブガーデンというところで行

ってきたということです。そこをですね、一部指定管理に出すということで、そこで今までやってきたですね、町観光協会、桜まつり実行委員会との役割分担というのがどうなるのかについて審査をしていただけたでしょうか。町がですね、指定管理に出すという事業ですから、じゃあこの部分までが指定管理に出すのかというのがですね、あり、じゃあ残りのですね、町の観光協会、やはり町の観光振興のためにということで、一社化された法人でございますけれども、今までの歴史的にもですね、桜まつりを盛り上げてきたと。桜まつり実行委員会においてもですね、入園料徴収等でですね、多大な協力を頂いてきたという団体でございます。それらの役割分担が、これ以降の、令和5年度以降のですね、指定管理の導入について町はどのようにですね、考えていたのかということです。

2点目といたしましては、収支計画を見ますと、収入の部のところにですね、フラワーガーデンの入園料。これは西平畑公園といいますか、ハーブガーデンといいますか、の中にですね、フラワーガーデンを作るということですが。ここで入園料と書いてありますとですね、やはりこれは公園条例の一部改正が必要ではないのかというふうに考えます。その辺の議論がどのような形でなされて、議会等にですね、一部改正の打診等もない状態の中で、収支計画書の中で収入としてフラワーガーデンの入園料が上がってきた、そういった理由についてですね、お伺いをしたいと思います。

7 番 南 雲 まず、入園料の徴収ということは、今回指定管理者が行うっていう役割分担にはなるんですけども、これから本当に今までね、御尽力いただいた関係者の方々には、本当に伺いながら、TUDO I さんもやっていきたいということで、TUDO I さんのお伺いとしては、本当に今まで御尽力していただいた方が困るようなね、ことは避けたいということで、これから町としてもこの指定管理者が決定した場合には、速やかに関係部局と町部局と指定管理者さんとの話し合いを行いたいということで伺っています。それで、委員会としてもね、それは本当に非常に大事な部分なので、速やかにね、行っていただきたいということを強く要望させていただきました。（私語あり）

それで、もう一つの入園料の記載の件なんですけれども、フラワーガーデンの入園料の記載の件なんですけれども、こちらの掲載というのは、TUDO I さんの記載したままを掲載させていただいたんですけれども、町のほうのお考えとしては、これはフラワーガーデンにお花を植える四季折々きれいなお花を咲かせるために、協力金として頂くようなお考えでいて、それを令和4年…5年度ですね。5年度は公園整備のために収入がゼロとなっていますが、6年度からは頂くような形で、協力金として頂くような形で考えているというお答えでした。以上です。

6 番 井 上 まず1点目のですね、話合いで決めるというふうな、この指定管理者が決定した上でですね、指定管理者と町と関係者ですか、話合いで決まるっていうんですけれども、やはり指定管理に出す場合ですね、募集要項等の中にもですね、この部分は指定管理者の業務ですと、この部分は町の業務ですと、この部分は観光協会の部分ですと、実行委員会…桜まつりの実行委員会の部分があれば、この部分は実行委員会ですと。そういう設計をしてですね、指定管理者に出す業務はこれですとという中での要項に基づいて、じゃあ指定管理者が、じゃあこういった事業設計でやります。先ほどの収支計画書、こういった収支計画でやれば運営ができますということで、指定管理者に手を挙げていただくことができると思うんですね。それをですね、これから指定管理者が決めてから、その事業分担なり役割分担を決めるというふうな説明に聞こえたんですけれども、そうしますとですね、じゃあその時点で議会のほうが把握するね、この指定管理者の業務内容というものが変わってしまうというふうに理解できるんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

7 番 南 雲 指定管理者の募集要項にはきちっと役割が記載されていますので、それにのっとって、今までの尽力されてきた関係者の方々に、それごとにいろんな役割分担を決めていくというふうに伺いました。

6 番 井 上 もう一度そこら辺を確認しますとですね、もう募集要項があるわけですね。そこでまだ決まってないことがあって、それをこれから話合いで決めるという説明のように聞こえたんですけれども、それでよろしいでしょうか。

- 7 番 南 雲 あくまでも募集要項にあることはきちっと入園料徴収とか、そういった部分はきちっとやっていく上で、お困り事が…今まで尽力されてきた関係者の方がお困り事がないような話し合いを進めながら、募集要項に載っていることはしっかりやっていくということで伺いましたけれども。以上です。
- 6 番 井 上 ちょっとよく分からないんですけれども。当然ね、募集要項に載っていること以外はできないし、それ以上はできないわけですよ。募集要項に載っている、今ある中でね、じゃあ桜まつりの観光協会の役割というものがどこまでなのかというのが、私のですね、質問の発端なんですよね。それが明確にできないということは、今まで桜まつりの運営に対して、町観光協会が行ってきたことはそのまま継続するというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。
- 7 番 南 雲 あくまでも、今まだ指定管理者として決まっていない状態なので、そこまではごめんなさい。要するに、徴収関係とかハーブガーデン関係とかはきちっと指定管理者がやることになるっていうのは、町のほうからも御説明ありましたけれども、これから詰めていかなければいけないところをしっかりと話合っていくということで、お話を伺いました。以上です。
- 6 番 井 上 終わります。
- 議 長 ほかにございますか。
- 5 番 田 代 1点だけ確認させてください。指定管理者の事業計画書11ページをお願いいたします。西平畑公園の収支計画書です。収入のところの4段目です。キャンプということで、令和5年度は100万、6年度は250万、以降300万、300万、400万というふうに見ております。これについては、私、キャンプ場使用料かなというふうに理解してます。ですから、このキャンプの収入は何なのかというのが1点目の質問です。
- 今度は具体の質問として、当然、使用料を徴収する場合にはこの公園の中で駐車場使用料並びに桜まつり入園料、これについては条例制定をして、しっかり根拠をつけて徴収してると。ここでキャンプで収入が今年100万あります。翌年は通年だから増えると思うんですけど。もう今、6月ですよ。当然キャンプというと、夏がピーク。あとは秋とか冬もあると思うんですけど。そうい

った考えで、このキャンプの収入に関して何を根拠とした数字なのか確認されたのか。または、使用料として徴収する場合には、条例の絡み、その件についてどのような確認をされたのか、お知らせ願います。

7 番 南 雲 事業者のほうが、先ほど齋藤議員のほうにお答えしたように、前向きだっ
ていうことは伺っていますけれども、細かくこの積算根拠みたいなものはちょっ
と伺いませんでした。あと、もう一つは…（「条例制定をもとに議論したのか
どうか。お金の部分、内容です。手法について。」の声あり）手法についても
議論されませんでした。以上です。

5 番 田 代 議論されなかったということなんですけれども、これについては去年の6月
ぐらいですか。町当局からキャンプ場の、グランピングの整備事業に提案があ
って、結構議論をされた内容だと思います。やることはいいんですけれども、
手法について結構いろいろな問題があったので。そういったことなので、議論
されたのかなというふうな質問なんですけど。どういった理由で議論されな
かったのでしょうか。

4 番 平 野 すみません。先ほどのときにちょっと補足しなきゃいけなかったんですが、
ごめんなさい。数字は一応確認しまして、今回6月になっているのに、もう
100万計上されているといったこと、私たちもちょっと心配したんですが。昨
年の実証実験期間の数字はどうだったのかというふうな質問はさせていただ
いて、昨年11月から、そして令和5年明けての1月までの期間、11、12、1
月の3か月の実証実験だったということですが。宿泊が42件、115万円。日帰
りが12件、21万円というふうな数字は伺いました。すみません。

5 番 田 代 一番初めに齋藤議員からも質問あったと思いますが、公園条例の中ではキャ
ンプは禁止なんです。それをここで認めるということは、それなりの議論を
委員会でしなければいけなかったのではないですかというのがね、私の確信
の質問の1点なんです。

2点目として、では実証実験までやって、それなりの結果出てるんだから、
踏み込んで、じゃあお金をどういうふうにするのよと。そういった問題も出
てくるわけですよ。ところが、今まだ条例の一部改正、料金を取るための提案で

すとか、キャンプをすることに対しての…何ていうのかな。特認事項ということで認めることとか、そういったことをやはり私はこの段階で、委員会付託の段階で議論するべきだったと思います。それはされなかったということなんですけど、どうしてでしょうか。

7 番 南 雲 西平畑公園ではキャンプを考えていないという町側のお答えでしたので、一部改正はそこまで考えなくていいかなって言う…違いますか、意味が。（「条例は2つあるでしょう。」の声あり）ああ、そういうことですね。（「だから公園では駄目って書いてあるけど、」の声あり）ああ、そういうことですね。すみません。それでは、ごめんなさい。お答えを変えます。変えますっていうか、そうですね、その議論はしませんでした。以上です。

5 番 田 代 議論はされなかったということで、明確な回答をありがとうございます。少し残念です。でも、そうは言っても、やはりこの施設っていうのは、なかなか大変な施設なのでね、ある程度、行政のほうもこれから料金徴収に向けて、また今の議論を聞いていただいたと思うので、今後しかるべき時期にそういう提案があるということを期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

8 番 中 野 大変御苦労さまでございます。お疲れのことと思いますけど、1点だけお聞かせください。このたび、一般質問の中にもありましたあしがらジビエ工房が完成しまして、10月の1日あたりから本格稼働に移るということで、我々携わる者としても、大いに期待をしておるところでございます。それで、何度も販路ということについて、議員の中でも質問が出ております。この計画書ですね。指定管理者の計画表等を見ますと。ページ4の4ページ、一番下段ですね。④ジビエ祭りを開催いたしますよということで、このジビエ祭りをもって集客増を図ってまいりますということがございます。それで、ページ6ページ、イベント等スケジュール。これは、我が松田町で行われる4つの大きなイベント。観光まつり、桜まつり、産業まつり、キラキラフェスタ。これについて、全て8月、11月、12月、2月ということでジビエの出店を計画しておりますと、計

画表に載っております。ところがですね、これはすごいな、大変力を入れてジビエというものを大いに活用してやっていただけるんだなという数字が見えておるんですが、11ページの収支計画御覧いただくと分かるんですが、上段の収入の部、ジビエ祭り出店料と、またジビエ祭り自社出店の収入がですね、おのおの出店料が18万、それで自社で出店した収入が10万になるんですね。これ毎年ずっと先々まで同じです。それで、支出のほうを見ます。その下段の支出。ジビエ祭り自社出店が3万円なんです。支出。この3万円というのは、多分ジビエの肉を購入する費用だと思うんですが、3万円で…年間ですよ、これ。3万円で、どのように商売になるのかなと。また、本格的にジビエというものを有効活用して集客増を図ってまいりますという、その辺のところが見えないんですが、この辺の議論が出ましたか、出ませんでしたか。出なければ出ないで結構です。

7 番 南 雲 町側の説明では、イベントを誘致しての開催を考えており、自社出店にかかる食材費などの経費を見込まれているってということだけはお答えがありました。以上です。

8 番 中 野 そうですか。その辺の細かいところまでは目が行き届かなかったのかもしれないということで、これ以上は突っ込みませんけれども、これも独り言として、ぜひ町側に対しまして、独り言としてこの辺のところをぜひぜひ強く要望していただきたいなど。以上、終わります。

4 番 平 野 少し補足なんです。ジビエ祭りに関しては、まだ4ページの内容があまり具体的な形ではないなというところで、これは説明によると、去年の実証実験の3ページの一番下のジビエとワインの会、花火とジビエとワインの会。ここで基本的なスタイルとしては経験をしたというようなお話、説明がありました。そして、このときのデータはあるのかというふうにお聞きしたら、8月27日花火の日。これ、花火がとても短かったと思うんですね。それでも40人が立食形式で集まり、5,000円会費であったというようなことをお聞きいたしました。また、ジビエの肉に関しましては、あしがらジビエ工房の肉は使うのかという質問もしております。優先的に使いたいというようなことはおっしゃっていま

したが、昨年の実験では別のところのお肉ですという回答を頂いております。

8 番 中 野 質問終わりましたと言いましたけども、またそれに対して答えていただきました。私は、じゃあ議論はされたんですね。ジビエについてね。でも私はね、確かに議論をされて、結構ありがとうございますと言いたいんですが、ただ数字上から見ると、あまりにもかけ離れた数字だなということ、その辺のところ議論出なかったですかということをお聞きしたかっただけでございます。

4 番 平 野 そこまでは議論が出ませんでした。

8 番 中 野 結構です。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、議案第28号…討論に入ります。

(「省略」の声あり)

1 1 番 寺 嶋 それでは、討論を行わせていただきます。11番 寺嶋正。議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について、反対の立場から討論を行います。

指定管理者の名称等はTUDOI合同会社で、指定の期間は令和5年7月1日から令和10年3月31日までとなっています。新たな事業は、キャンプ、カフェテラス、レストラン、ジビエ祭りなどです。今後予定されるフラワーガーデン等の入園料が、収入載っておりますけども、条例上、今取れない、現在では取れない部分の収入が入ってますので、これは認めることができません。ですから、本当にこのフラワーガーデンの入園料徴収ができるのか。それからジップラインの安全性の問題はどうなのか。これももう案の案ということで、まだ煮詰まってもいない段階なんですけども、そういう不安が残ります。これが1点目です。

それから最大のイベントであります桜まつりは、松田町観光協会内に事務所を置いて、まつり実行委員会を設置し、町商工振興会、町飲食店組合、松田町酒販店会は共催として行ってきました。今後の運営主体はどうなるのか、指定

管理者と町観光協会との連携がうまくいくのか、各種団体の協力が得られるのか疑問に思います。これが2点目です。

収支計画では、桜まつり入園料は町直営のときより少なくなっており、増収の方法がなく、5年間変わらないことに納得できません。収支の見込みは1年目に401万円の赤字、2年目に238万円の黒字などとなっていますが、そんなに今の状況では甘くないと思います。過去の指定管理者の収支や町直営の収支と比較しても、今後さらなる厳しい運営が続くと推測されます。これが3点目の理由です。

以上のようなことから、指定管理者の指定に反対します。以上で討論を終わります。

議 長 ほかにございませんか。

4 番 平 野 議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について、賛成の立場から討論いたします。

3月に始まった指定管理者の募集に応じた事業者が、5月の指定管理者選定委員会で選定され、このたび上程されました。現在町直営で運営されている松田山ハーブ館の開館日は週1回土曜日だけになっております。子どもの館、自然館も同様です。西平畑公園には、徒歩で散策なら毎日行くことができます。でも車で行くには、駐車場は月・火閉鎖となっております。ただし、イベント時にはこの限りではありません。

令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年間の営業日が100日から150日で推移しておりまして、まるで宝の持ち腐れのような状態となっております。令和2年12月議会で桜まつりの入園料が承認されたので、開館日が週1回であれば、西平畑公園の収支は何とか釣り合う状況にはなってきました。しかし、このまま町直営でコロナの以前のような利用に戻すには、また年間1,000万から1,200万くらいの赤字が予想されております。熱意のある民間事業者が経営管理の工夫をすることによって、開館日を増やしつつ収支を改善することが期待できます。

このたびの指定管理者の提案内容は、公園やガーデンの設置理念を理解して、

その特性を生かし新たな活用を図ることを目指したものです。具体的で実現性があり、町全体への経済効果も期待できます。また、今回指定管理の対象とはなっていない子どもの館と自然館についても、十分に連携を取ることがうたわれて、また、周辺観光農園との協調性も配慮されております。小高い山の中腹という立地ゆえの悩みであったアクセスの問題、これについてまで考慮に入れた提案というのは、これまでの指定管理者にはなかった視点かと思っております。

私は令和4年9月の公園条例議案でも討論に立って、金・土・日しかオープンしていない現状を負のスパイラルの象徴と感じていますと述べました。現在は土曜日だけなので、それがさらに悪化したこととなります。それを好転するためのこの指定管理の議案に賛成いたします。ほかの議員の皆様もぜひ御賛同頂けるよう、心よりお願い申し上げます。

議 長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は可決です。議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。9時50分より大会議室において議会全員協議会を開きますので、議員及び町長ほか関係職員は御参集くださるようお願いいたします。

(9時33分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時05分)

日程第2「同意第1号農業委員会委員の任命について」から日程第9「同意第8号農業委員会委員の任命について」までは農業委員会委員の任命ですので、一括議題・個別審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって日程第2「同意第1号農業委員会委員の任命について」から日程第9「同意第8号農業委員会委員の任命について」までは一括議題・個別審査とすることに決定いたしました。

議 長 日程第2「同意第1号農業委員会委員の任命について」から日程第9「同意第8号農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

町長に申し上げます。一括議題といたしましたので、同意第1号は全文を読み上げていただき、同意第2号から同意第8号までは同意番号と件名、住所、氏名、生年月日が続けて読み上げてください。

町長の提案説明を求めます。

町 長 それでは議長の御指示に基づいて御提案させていただきます。

同意第1号農業委員会委員の任命について。次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、松田町寄1729番地。氏名、佐藤浩一。生年月日、昭和43年12月22日。令和5年6月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和5年7月19日をもって委員の任期が満了するため提案するものでございます。

続きまして、同意第2号。住所、松田町松田惣領2355番地。氏名、鍵和田功。生年月日、昭和22年8月31日。

続きまして、同意第3号。住所、松田町松田庶子84番地。氏名、澁谷素司。生年月日、昭和33年12月16日。

続いて同意第4号。住所、松田町神山394番地。氏名、北村悦子。生年月日、昭和37年2月28日。

続いて同意第5号。住所、松田町寄3561番地。氏名、松本克己。生年月日、昭和27年8月21日。

続きまして同意第6号。住所、松田町寄5342番地。氏名、山岸一興。生年月日、昭和22年6月17日。

続いて同意第7号。住所、松田町寄1457番地。氏名、佐野晃一。生年月日、昭和56年10月4日。

続いて同意第8号。住所、松田町松田庶子603番地。氏名、吉田誠。生年月日、昭和21年5月19日。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑・討論を省略して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、同意第1号から同意第8号までは質疑・討論を省略し、採決を行うことに決定しました。

それでは、質疑・討論を省略し、同意案件ごとに採決を行います。

同意第1号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第2号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第3号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第4号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第5号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第6号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第7号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、同意第8号農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10「報告第1号令和4年度松田町一般会計継続費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは報告第1号令和4年度松田町一般会計継続費繰越計算書について御報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、事業名につきましては町道19号線町屋踏切改良事業でございます。この継続費につきましては、地方自治法施行令145条第1項の規定により、いわゆる年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものについては、当該継続費の継続年度の終わりまでに逡次繰越して使用することができる規定でございます。この場合につきましては、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを報告しなければならないため、本定例会において逡次繰越として報告するものでございます。

表中、この令和4年度・5年度の継続費の総額につきましては7,800万円、令和4年度継続費予算現額につきましては800万円、支出済額につきましては761万256円で、翌年度、いわゆる令和5年度逡次繰越額につきましては380…ごめんなさい。38万9,744円となります。

以上、報告となります。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第11「報告第2号令和4年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは報告第2号令和4年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項により、普通地方公共団体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに計算書を調製し、次の議会に報告するため本定例会において報告をいたします。

1枚おめくりいただき、款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、事業名につきましては戸籍電算システム改修事業についてでございます。翌年度繰越額につきましては450万1,200円で、これは契約額になります。財源の内訳については右の記載のとおりとなります。この事業につきましては、戸籍住民基本台帳費の戸籍電算システム改修事業でございまして、県内市町村で同システムを使用しているところもあり、国が示す全国统一した戸籍台帳システムの改修内容が決定され、それに合わせてシステム改修を行うための準備から実行までに時間を要したため、令和5年度に繰り越したものでございます。

続きまして款、衛生費、項、保健衛生費、事業名、出産・子育て応援事業につきましては、翌年度繰越額165万円でございます。財源内訳は右の欄の記載のとおりとなります。こちらも令和4年度9月補正で提示しました出産・子育て関連システムの導入について、これも国の補正予算に伴い実質令和5年度事業となるため、165万円を令和5年度に繰り越して使用するための補正を行ったものでございます。こちらの内容につきましては、伴走型相談支援で把握した支援対象者の情報管理や、関係機関との情報共有を行うためのシステムでございまして、

続きまして款、衛生費、項、保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワク

チン接種に要する経費で、翌年度繰越額につきましては145万7,000円で、財源内訳につきましては右の欄の記載のとおりとなります。こちらも令和4年度の末時点の残務事務処理分といたしまして、国からの通達により調整が整ったため、令和5年度に繰り越して使用する補正予算として行ったものでございます。主な内容につきましては、ワクチン接種に伴う委託料や、会計年度任用職員の報酬等の事務費分でございます。

続きますて款、教育費、項、中学校費、事業名、松田中学校整備事業につきましては、翌年度繰越額3億1,339万円で、財源内訳につきましては既収入720…ごめんなさい、7,259万円。この内訳につきましては、工事監理委託料の1,320万円、これが基金収入としているため既収入という形になります。また、工事分の基金収入といたしまして5,939万円となりますので、合わせて既収入の7,259万円となります。

以上でございます。報告でよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第12「報告第3号令和4年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは報告第3号令和4年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、本定例会に報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただき、事業名、施設整備事業でございます。松田中学校校舎改修設計委託料でございます。こちらにつきましては、令和5年2月16日に校舎整備工事に伴う国の補助金の交付決定が示され、既存の補助率から大きく割り落とされたための決定通知が来たところでございます。このため、設計内

容等の再精査及び学校関係者等との再調査を行う必要が生じ、不測の日数を要し、年度内の完了困難となったため、当初予定していなかった避けがたい事故として繰り越したものでございます。支出負担額につきましては1,381万6,000円でございます。支出済額につきましては、ここも基金収入でございますので、その部分を支出したものでございます。414万円。翌年度、いわゆる令和5年度の繰越額につきましては967万6,000円でございます。全て基金からの収入となるため、財源は特定財源となるものでございます。

以上報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 暫時休憩します。この後、松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会、議員だけの全員協議会を開きますので、大会議室に御参集くださいますようお願いいたします。全協終了後に本会議を再開いたします。(10時21分)

議 長 (14時15分)

休憩中に井上栄一君ほか4名から「発議第2号松田町議会基本条例の一部を改正する条例」が提出されました。地方自治法第112条第2項に規定する賛成者を得られております。

お諮りします。提出されました発議第2号を日程に追加し議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、追加日程第1「発議第2号松田町議会基本条例の一部を改正する条例」を直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程の日程第12の次に追加日程第1として追加をお願いします。

事務局は発議第2号を配付してください。

(発議書配付)

議 長 追加日程第1「発議第2号松田町議会基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

6 番 井 上 それでは、発議第2号松田町議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年6月9日提出。提出者、松田町議会議員 井上栄一。賛成者、松田町議会議員 内田晃、松田町議会議員 平野由里子、松田町議会議員 南雲まさ子、松田町議会議員 寺嶋正。

提案理由。町議会議員の政治倫理の意識の確立に努め、町民に信頼され公正かつ民主的な町政の発展に資することを目的とし、議会議員の政治倫理に関する規律の基本となることを定めるため、議会基本条例の一部改正を行う。

次のページをお願いします。松田町議会基本条例の一部を改正する条例。松田町議会基本条例の一部を次のように改正する。第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

議員の政治倫理、第7条。議員は、町民の信託に応えるため、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努める。

第2項、議員の政治倫理に関する事項は別に定める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

次の参考資料1をお願いします。松田町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表。改正案、新設としまして、「議員の政治倫理、第7条、議員は町民の信託に応えるため、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努める。第2項、議員の政治倫理に関する事項は別に定める」を新設として追加をいたします。以下、現行の第7条から第11条をですね、改正案のとおり第8条から12条ということで1条ずつ加え、条ずれを直します。

1枚おめくりください。参考資料2でございます。議会基本条例の中で、第2項、別に定めるとした規定をですね、参考資料の2として掲げました。松田町議会議員の政治倫理規定の案ということで、第1条の目的から第2条議員の責務、第3条政治倫理基準、第4条その他となっております。

よろしく御審議の上、皆様方の賛同をお願いします。終わります。

議

長 提案者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。発議第2号松田町議会基本条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 お諮りします。休憩中に松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会委員長より、松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会報告書の提出がありましたので、この議案を日程に追加し議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会報告を、追加日程第2として追加してください。

事務局は議案を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議

長 追加日程第2「松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会報告」を議題といたします。

本案については、松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会の審査

報告を求めます。委員長、齋藤永君。

松田町議会ハラスメント
防止条例、規程等の
委員会委員長

それでは、松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会の報告を行います。

令和5年6月9日。松田町議会議長 飯田一殿。松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会委員長 齋藤永。

松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会報告書。本委員会は、令和5年1月19日、3月3日、5月19日、6月8日、6月9日に、役場4階会議室において、委員11名中10名の出席のもとに委員会を開催し、令和4年第4回議会定例会において松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会が設置され、継続審査となった松田町議会ハラスメント防止条例、規程等に関する事項を慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で、松田町議会ハラスメント防止規程を制定すべきものと決定しました。

2、審査の内容。松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会は、開かれた議会とするため、令和4年12月13日に議会で可決、設置されました。規程の作成に当たり委員会を5回開催し、他の市町村の条例等の調査、比較、必要に応じて総務課長及び職員の出席のもと意見を聞き、議論を重ね、規程案を作成しました。この規程は、相談窓口や外部人材による審査会の設置等に対応するため、今後早急に条例化に向けた検討を期待します。

以上、次ページには参考資料として松田町議会ハラスメント防止規程案が添付されております。よろしくお願ひいたします。

議長 松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 日程第13「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

足柄東部清掃組合議会定例会報告を、出席議員の齋藤永君より、報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で足柄東部清掃組合議会定例会報告を終わります。

足柄上衛生組合議会報告を、出席議員の井上栄一君より、報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で足柄上衛生組合議会報告を終わります。

神奈川県町村議会議長議長会委員長・副委員長・事務局長研修会報告を、出席議員の平野由里子君より、報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思っておりますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で神奈川県町村議会議長会委員長・副委員長・事務局長研修会報告を終わります。

全国町村議会議長会議長・副議長研修会報告を、出席議員の井上栄一君より、報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思っておりますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で全国町村議会議長会議長・副議長研修会報告を終わります。

足柄東部清掃組合議会臨時会報告を、出席議員の田代実君より、報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報

告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で足柄東部清掃組合議会臨時会報告を終わります。

議 長 日程第14「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定によりお手元に配付のとおり提出されています。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議 長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。3日間にわたり慎重なる御審議ありがとうございました。(14時25分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長

署名議員 11 番 寺嶋 正

署名議員 12 番 大館 秀孝